



福岡県警察からのお知らせ



仮想通貨に関連する消費者トラブルが多発!

・新聞等で「インターネット上で流通する仮想通貨の購入をめぐる高齢者の消費者トラブルが全国的に急増している。」などと報道されています。

事例1 聞き覚えのない業者から、電話で、仮想通貨の購入を勧められた。

事例2 投資に関するセミナーで、「金融庁推薦」「ここでしか買えません」「必ず価値が上がります」「購入価格よりも高い値段で買い取ります」などの文句とともに、仮想通貨の購入を勧められた。

※ これらはいずれも投資詐欺の可能性がります。

「絶対に損しない」「必ず儲かる」「必ず値上がりする」などといううまい話はありません。

万一、このような勧誘を受けた際は家族や消費生活センター、警察に相談しましょう。



安易に購入してしまうと、、、
大事な財産が!?



仮想通貨とは...

・改正資金決済法では、次の性質を持つ財産的価値を言います。

- ①不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨(日本円や米国ドル等)と相互に交換できる
 - ②電子的に記録され、移転できる
 - ③法定通貨又は法定通貨建ての資産(プリペイドカード等)ではない
- ※有名な仮想通貨として、ビットコインがあるが、ネット上には約700種類の仮想通貨があるとされる。また、仮想通貨には、政府や中央銀行による信用の裏付けがない。

